

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

令和6年度松市審第6号、第7号、第8号及び第9号並びに令和7年度松市審第2号の審査請求をいずれも棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要及び経緯

- 1 審査請求人は、処分庁から生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の開始決定を受け、生活保護を受給している。
- 2 令和6年12月10日、審査請求人の妻が○○○○から借入れをしていたことが明らかになった。この借入れは審査請求人の生活保護受給中になされたものであったが、審査請求人から処分庁に対する申告はなされていなかった。

処分庁は、令和6年12月11日、審査請求人に対し、妻の消費者金融借入れを理由に、法第78条に基づく保護費の徴収額を〇円と決定する処分（以下「本件処分1」という。）をし、同月16日付け「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」により、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 また、令和7年2月4日には、審査請求人の妻が○○○○から借入れをしていたことが明らかになった。この借入れも審査請求人の生活保護受給中になされたものであったが、審査請求人から処分庁に対する申告はなされていなかった。

処分庁は、令和7年2月10日、審査請求人に対し、妻の借入金無申告を理由に、法第78条に基づく保護費の徴収額を〇円と決定する処分（以下「本件処分2」という。）をし、同月17日付け「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」により、その旨を審査請求人に通知した。

- 4 さらに、令和7年2月17日には、審査請求人が知人3名から借入れをしていたことが明らかになった。これらの借入れも審査請求人の生活

保護受給中になされたものであったが、審査請求人から処分庁に対する申告はなされていなかった。

処分庁は、令和7年2月18日、審査請求人に対し、借入金無申告を理由に、法第78条に基づく保護費の徴収額を〇円と決定する処分（以下「本件処分3」という。）をし、同月27日付け「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」により、その旨を審査請求人に通知した。

5 また、上記4に先立つ令和7年2月14日には、審査請求人が生活保護の受給中に〇〇〇〇から家賃〇円の返金を受けていたことが明らかになったが、この返金についても審査請求人から処分庁に対する申告はなされていなかった。

処分庁は、令和7年3月11日、審査請求人に対し、家賃返還金無申告を理由に、法第78条に基づく保護費の徴収額を〇円と決定する処分（以下「本件処分4」という。）をし、同月18日付け「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」により、その旨を審査請求人に通知した。

6 審査請求人は、令和7年3月21日、本件処分1から本件処分4までの処分の取消しを求めて4件の審査請求を行った（令和6年度松市審第6号から第9号の4件。第6号が本件処分1、第7号が本件処分2、第8号が本件処分3、第9号が本件処分4にそれぞれ対応する。）。

7 その後さらに、令和7年4月2日に、審査請求人が〇〇〇〇から借入れをしていたことが明らかになった。この借入れも審査請求人の生活保護受給中になされたものであったが、審査請求人から処分庁に対する申告はなされていなかった。

処分庁は、令和7年4月4日、審査請求人に対し、借入金無申告を理由に、法第78条に基づく保護費の徴収額を〇円と決定する処分（以下「本件処分5」という。また、本件処分1から本件処分5までの5件の処分をまとめて「本件処分」という。）をし、同月9日付け「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」により、その旨を審査請求人に通知した。

8 令和7年4月7日、審査庁は、前記6の4件の審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定に基づき、同法が定める審理手続を行う者(以下「審理員」という。)を指名した。

9 令和7年4月9日、審理員は、行政不服審査法第39条の規定に基づき、前記6の4件の審査請求の審理手続を併合した。

10 審査請求人は、令和7年4月24日、本件処分5の取消しを求めて、審査請求を行った(令和7年度松市審第2号)。

11 令和7年4月25日、審査庁は、前記10の審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき、審理員を指名した。

12 令和7年4月28日、審理員は、行政不服審査法第39条の規定に基づき、前記9で併合した審査請求に前記10の審査請求を加え、審理手続を併合した。

13 令和7年11月12日、審理員は、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、本件審査請求に対して審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を審査庁に提出した。

14 令和7年11月13日、審査庁は行政不服審査法第43条第1項の規定により本件審査請求を松山市文書法制審議会条例(平成28年松山市条例第7号)に基づく松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の行政不服審査分科会は同条例第6条第1項第2号の規定によりこれを調査審議することとした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 借入れ

難病で未承認薬を買うために消費者金融や知人から借り入れざるを得なかつたのが理由であるにもかかわらず、借入れの返済と生活保護費の徴収が重複するのはおかしい。生活が困難になり苦しい状況になる。憲法の生存権に反する。

(2) 家賃の返金

排水管の破損により部屋を汚損され、その迷惑料として渡された金額である。収入として申告しないといけないのはおかしい。

(3) 処分庁の弁明

障害年金のない月は、1人暮らしの生活保護費より少ない。厳しい、苦しい生活を強いられる。生存権に反するのではないか。

(4) 処分庁の対応

福祉課の課長だった人物から精神的に追い詰められることを言われた。死ぬことを考え、持ってきていた精神安定剤32錠を水なしで飲んで、その場で意識を失い、椅子から倒れてしまった。それだけ追い詰められていた。死んでしまえと言わんばかりの態度だった。自殺未遂を行わせるレベルまで追い詰めるのは、日本国憲法第25条の生存権をおびやかしている。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分の理由

ア 審査請求人の認識

処分庁は、生活保護の開始時と各年度の初回訪問時に、職員から審査請求人に、「生活保護のしおり」を手渡し、生活保護受給中の義務を説明し、知人や金融機関からお金を借りた場合も含めて収入等に変化があった場合には速やかに処分庁に届出をするように指導している。

「生活保護のしおり」には、知人や金融機関から資金を借り入れた場合は、保護費を返さなければならない旨が記載されている。処分庁は、審査請求人に対し、生活保護の開始後に初めて面接した平成22年9月と、妻が世帯加入時に初めて面接した平成30年2月に、「生活保護のしおり」を使用して審査請求人がするべき手続を面前で読み上げて説明した。

したがって、審査請求人は、平成22年9月、あるいは平成30年2月には、自身が借り入れた資金が処分庁への申告が必要とされる収入に該当することも認識していた。

イ 不実の申請等による保護費の受給

法第78条は、「不実の申請その他不正の手段」により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市町村

の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収できる、と規定している。そして、「不実の申請その他不正の手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもとより、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されている。

審査請求人の妻は別表1及び別表2のとおり借入れをし、審査請求人は別表3-1、別表3-2、別表3-3及び別表4のとおり借入れをした（以下、これらの借入れを「本件借入れ」、本件借入れによって借り入れた金員を「本件借入金」という。）。また、審査請求人は、不動産業者から家賃〇円の返金を受けた（以下、返金の事実を「本件返金」、返金された金員を「本件返還金」という。）。

（※別表は掲載省略）

審査請求人は、上記アのとおり、収入があった際には処分庁に申告する義務があることを認識していたにもかかわらず、本件借入れをし、本件返金を受け、それらについて届出ないし申告を怠った。

さらに、一連の借入れが明らかになった令和6年12月10日以降も、審査請求人とその妻は、知人からの借入れを継続し申告を怠った上に、それまでの他の金融機関からの借入れについて、処分庁の調査で判明するまで何ら申告しなかった。

このような事実を故意に隠蔽する審査請求人の行為は、「不実の申請その他不正の手段」に該当する。

（2）審査請求人の主張

ア 本件借入金

審査請求人が自身の疾病を治療する未承認の薬を購入するために処分庁の事前の承認を受けることなく知人や消費者金融から資金を借り入れざるを得なかったと主張しているので、審査請求人に対し、薬の領収書等の提出を求めたが、審査請求人は応じなかった。

他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられる額（ただし、事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金、就学資金等に該当し、貸付けを受けることについて保護の実施機関の事前の承認があり、現実に当該貸付けの

趣旨に即し使用されているものに限る。) については収入として認定しないが、領収書等の提出に応じなかったことから、本件借入金が自立更生のために充てられたものとは判断できず、本件借入金を収入と認定した。

イ 本件返還金

審査請求人が漏水被害の迷惑料として受け取った本件返還金を収入として申告する必要はないと主張しているので、審査請求人に対し、漏水被害によって家財の修繕や購入等に充てた関係書類の提出を求めたが、審査請求人は応じなかった。

災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられる金額（ただし、生業、医療、家屋補修等の用に供されるものに限る。）については収入として認定しないが、関係書類の提出に応じなかったことから、本件返還金が自立更生のために充てられたものとは判断できず、本件返還金を収入と認定した。

ウ 処分全般

審査請求人は借入れへの返済と生活保護費の徴収が重複すると生活が困難になる等と主張しているが、処分庁は審査請求人の最低生活費を確保するため、審査請求人が借入金の返済に充てた金額を徴収対象額から除外するほか、分割して徴収している。

(3) 以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われ何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求をいずれも棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 申告すべき収入

収入認定されるべき金員が法第61条により届出義務を負う「収入」に含まれることは明らかであり、本件借入金及び本件返還金は法第61条により審査請求人が処分庁に申告すべき収入に当たる。

(2) 審査請求人の認識

処分庁が審査請求人に交付した「生活保護のしおり」には、①収入を得たときや、世帯・資産の状況に変化があったときは、速やかに担当者への連絡が必要であること、②世帯に入った収入は、少額でも全て申告する必要があること、③必要な申告をしなかったり、偽って申告したりして保護費を受け取ると「不正受給」となり、保護費を返さなければならなくなること、④上記③の例として、知人や金融機関から借り入れをした場合があること等が記載されている。

また、審査請求人は、処分庁から、上記と同様の記載のある「生活保護のしおり」等により、借入金を含め、収入に変化があった場合には処分庁に対する申告が必要である旨の説明を受けていた。

したがって、審査請求人は、本件借入金及び本件返還金を得た当時、それらを得た事実を処分庁に申告する義務があることを認識していた。

なお、審査請求人は、本件返還金は迷惑料であり、収入として申告しないといけないのはおかしいと主張しているが、たとえ本件返還金が迷惑料として受領したものであったとしても、本件返金によって資産が増加したことを審査請求人が認識していたことは明らかであり、本件返還金について処分庁への申告が不要であると審査請求人が誤信したとは考えられない。

また、本件借入れのうち別表1及び別表2の借入れについては、審査請求人の妻がした借入れであるが、同じ世帯に属し、審査請求人と生計を一にする妻の借入れを審査請求人が認識していたことは明らかである。

(3) 不正受給

審査請求人は、上記(2)の認識を有していたにもかかわらず、処分庁に申告すべき事実、すなわち本件借入金や本件返還金を得た事実を隠匿して処分庁から生活保護費を受給したのであるから、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことは明らかである。

(4) 徴収する費用の額

本件処分において、処分庁は、①本件借入れに係る各処分については、

審査請求人らが借り入れた額（収入認定額）から返済に充てた額を控除した額を、②本件返金に係る処分については、本件返還金の額（収入認定額）をそれぞれ徴収額と決定したが、いずれの処分についても徴収額の計算に誤りはなく、その前提となる審査請求人らの借入・返済額及び本件返還金の額に争いはない。

そして、処分庁が本件処分において決定した徴収額が、いずれの処分についても、審査請求人の保護に関し松山市長が支弁した保護費の範囲内であることは明らかである。

(5) 憲法の生存権に反するとの主張

本件審査請求において、審査請求人は、①生活が困難になり、苦しい状況になる、憲法の生存権に反する、②障害年金のない月は、1人暮らしの生活保護費より少ない、厳しい、苦しい生活を強いられる、生存権に反するのではないか、③処分庁の担当者の対応は、審査請求人に自殺未遂を行わせるレベルまで追い込んで追い詰めるものであり、日本国憲法第25条の生存権をおびやかしている等とも主張しているので、最後にこれらの主張について検討する。

まず、上記①及び②については、本件処分が憲法第25条に違反していると主張する趣旨であれば、一般に行政機関には違憲審査権がないと解されていることから、本件審査請求においてそのような主張を採用することはできない。

また、憲法違反ではなく、本件処分によって生活が苦しくなるので、本件処分を取り消すべきであると主張する趣旨であるとしても、法78条第1項の費用徴収は、主として保護費を支弁した都道府県又は市町村の財政支出の適正という見地から、不正受給に対する損害追徴としての性格を有する徴収額を決定して実施するものである。したがって、法第78条第1項に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわりなくなされるべきものであり、たとえ本件処分によって生活が苦しくなる等の影響があるとしても、本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

上記③については、処分庁の担当者の対応は、本件処分とは全く別の問題であり、たとえ審査請求人の主張するような事情があったとしても、

本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点は認められないから、本件処分を取り消す理由はない。

したがって、前期 1 の意見のとおり本件審査請求をいずれも棄却するのが相当である。

第 5 審理員意見書を踏まえた審査庁の判断

審理員意見書のとおり本件審査請求をいずれも棄却すべきである。

第 6 審議の経過

年 月 日	経 過
令和 7 年 1 月 13 日	諮詢書の受理
令和 7 年 1 月 5 日	第 1 回審議
令和 8 年 1 月 19 日	第 2 回審議

第 7 当審議会の判断

1 争点 前記第 3 の審理関係人の主張の要旨によれば、本件審査請求での争点は、処分庁が本件借入金及び本件返還金を収入として認定し、法第 78 条の規定による徴収処分を行ったことに違法・不当な点はないかどうかである。

2 争点についての判断

(1) 法令の定め

ア 法第 4 条第 1 項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

イ 法第 8 条第 1 項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

ウ 法第 10 条

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。

ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることがで
きる。

エ 法第61条

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬ。

オ 法第78条第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(2) 前提となる事実

ア 審査請求人の生活保護受給中に、審査請求人らが本件借入れをし、別表1、別表2、別表3-1及び別表4のとおり返済したこと。

イ 審査請求人の生活保護受給中に、審査請求人が本件返金を受けたこと。

ウ 処分庁の調査によって明らかになるまで、本件借入金及び本件返還金について審査請求人らから処分庁に申告はなかったこと。

エ 審査請求人に交付された「生活保護のしおり」には、以下の記載があること。

- ・収入を得たときや、世帯・資産の状況に変化があったときは、速やかに担当者まで連絡してください。
- ・世帯に入った収入は、少額でもすべて申告してください。
- ・必要な申告をしなかったり、いつわって申告したりして保護費を受け取ると「不正受給」となり、保護費を返さなければなりません。

例) 知人や金融機関からお金を借りた

オ 遅くとも平成30年2月には、「生活保護のしおり」を使用する等して、借入金を含め、収入に変化があった場合には処分庁に対す

る申告が必要である旨の説明が処分庁から審査請求人に対しなされたこと。

カ 審査請求人の妻が審査請求人と同じ世帯に属し、審査請求人と生計を一にしていること。別表1及び別表2の借入れ時も同様であったこと。

キ 処分庁は、法第19条第4項及び松山市福祉事務所長事務委任規則（昭和39年規則第27号）に基づき、保護の決定及び実施に関する事務を委任されていること。

また、処分庁は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項及び上記規則に基づき、法第78条に規定する不実の申請を行った者等に対する徴収金の徴収に関する事務を委任されていること。

(3) 処分庁の収入認定

ア 本件借入金

法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」は、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、法第4条第1項及び第8条第1項は、この一切の財産的価値の対象を特に限定しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、生活保護を受けている間に借入れをした場合には、当該借入れによって得た金員は、原則として収入認定の対象とするのが相当である。

ただし、借入金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられる額で一定の条件を満たすものは収入認定の対象から除外される。

審査請求人は、難病で未承認薬を買うために本件借入れをせざるを得なかつたなどと主張するが、審査請求人から関係資料の提出がなく、本件借入金を収入認定の対象から除外すべき事情は認められないから、収入認定するのが相当である。

イ 本件返還金

家賃の返金についても、これにより被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加することは明らかであり、返金によって得た金員は、原則として収入認定の対象とするのが相当である。

もっとも、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上、収入認定の対象から除外すべき場合があることは前述のとおりであり、災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金については、被保護世帯の自立更生のために当てられる額で一定の条件を満たすものは収入認定の対象から除外される。

審査請求人は、本件返還金が、排水管の破損による部屋の汚損に対する迷惑料として渡された金額であるなどと主張するが、審査請求人から関係資料の提出がなく、本件返還金を収入認定の対象から除外すべき事情は認められないから、収入認定するのが相当である。

(4) 不実の申請等による保護費の受給

ア 不実の申請その他不正な手段

保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、被保護者の生活状態を調査し把握する必要があるが、実施機関の調査のみでは被保護者の状況を正確に把握することは困難であるので、法第61条により、被保護者の収入等について変動があったときには、被保護者に届出義務を課して保護の円滑な実施を図るとともに、法第78条第1項は、不実の申請等により保護を受けた者があるときは保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。

被保護者の正確な状況の認定を妨げる点で、本来申告すべき事実を申告しないことと、積極的に虚偽の事実を申告することとの間に違いはなく、上記の規定の趣旨を踏まえれば、法第78条第1項にいう「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申告するとのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される。

イ 申告すべき収入

前記(3)のとおり、本件借入金及び本件返還金は、法第61条により審査請求人が処分庁に申告すべき収入にあたる。

ウ 審査請求人の認識

処分庁が審査請求人に交付した「生活保護のしおり」には、収入を得たときや、世帯・資産の状況に変化があったときは、速やかに担当者への連絡が必要であること、必要な申告をしなかったり、偽って申告したりして保護費を受け取ると「不正受給」となり、保護費を返さなければならなくなることなどが記載されている。

また、審査請求人は、処分庁から、「生活保護のしおり」などにより、借入金を含め、収入に変化があった場合には処分庁に対する申告が必要である旨の説明を受けていた。

したがって、審査請求人は、本件借入金及び本件返還金を得た当時、それらを得た事実を処分庁に申告する義務があることを認識していた。

また、別表1及び別表2の借入れは審査請求人の妻によるものであるが、審査請求人と生計を一にする妻の借入れを審査請求人が認識していたことは明らかである。

エ 不正受給

審査請求人は、上記ウの認識を有していたにもかかわらず本件借入金や本件返還金を得た事実を隠匿し、処分庁から生活保護費を受給したのであるから、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことは明らかである。

(5) 徴収する費用の額

本件処分において、処分庁は、本件借入れに係る各処分については審査請求人らが借り入れた額から返済に充てた額を控除した額を、本件返金に係る処分については本件返還金の額をそれぞれ徴収額と決定したが、徴収額の計算に誤りはない（令和7年8月29日付け回答書訂正の申出書の別紙参照）。

(6) 憲法の生存権に反するとの主張

審査請求人は、憲法の生存権を侵害するとの主張をしているが、本件

処分が憲法第25条に違反していると主張する趣旨であれば、一般に行
政機関には違憲審査権がないと解されていることから、審査請求におい
てそのような主張を審査することはできない。

また、憲法違反ではなく本件処分によって生活が苦しくなるので、本
件処分を取り消すべきであると主張する趣旨であるとしても、法第78
条第1項の費用徴収は、いわゆる損害追徴としての性格を有するもので
あることから、相手方の資力にかかわりなくなされるべきものである。

(7) 以上のことから、処分庁が本件借入金及び本件返還金を収入として
認定し、法第78条の規定による徴収処分を行ったことに違法・不当
な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

3 審理員による審理手続

本件審査請求での審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められ
る。

4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の
判断は妥当であると判断し、第1の松山市文書法制審議会の結論のとお
り答申する。

令和8年1月19日

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委 員 倉 澤 生 雄

同 宮 部 高 至

同 加 藤 祐 子